

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第 8 号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則（昭和27年佐賀県人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第 2（第 8 条関係） へき地学校及びその級別			別表第 2（第 8 条関係） へき地学校及びその級別		
級別	所在地	学校等の名称	級別	所在地	学校等の名称
1 級	略 伊万里市 略	略 <u>伊万里市立波多津東小学校</u> 略	1 級	略 伊万里市 略	略 <u>伊万里市立波多津小学校</u> 略
略			略		

附 則

この規則は、平成29年 4月 1 日から施行する。